平成２１年（フ）第６５２号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1141番地の14、前住所静岡県沼津市原527番地の61
債務者　小澤　英之
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
静岡県沼津市大岡403番地の１　メゾンアゼリア305
債務者　荻野真由美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
静岡県沼津市岡宮563番地の２　メゾン森102
債務者　日吉　博美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
静岡県御殿場市川島田66番地の19　永原第１団地Ｂ408、前住所静岡県御殿場市茱萸沢1278番地の３　アパートメント高橋102
債務者　勝間田春正
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５５号
静岡県御殿場市川島田66番地の19　永原第１団地Ｂ408、前住所静岡県御殿場市茱萸沢1278番地の３　アパートメント高橋102
債務者　勝間田かし子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
静岡県沼津市寿町26番13号、前住所静岡県三島市御園515番地の３　プログレス103
債務者　梶原　浩二
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６５号
静岡県沼津市寿町26番13号、前住所静岡県三島市御園515番地の３　プログレス103
債務者　梶原さつき
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
静岡県伊東市吉田137番地の２
債務者　松永　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第９７０９号
大阪府摂津市鳥飼中２丁目１番96―201号
債務者　日髙　忠男
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０００６号
大阪府寝屋川市清水町９番12号
債務者　蓑輪　由香
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００８０号
大阪市西淀川区野里２丁目８番６号
債務者　谷口ひろ子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５２号
大阪府豊中市桜の町６丁目15番21号
債務者　永野　　優
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８０号
大阪市淀川区西三国２丁目15番７号
債務者　上山　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３９号
大阪府東大阪市森河内西１丁目２番29―506号
債務者　成光電設工業こと　髙尾　成秋
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１４６号
大阪市東住吉区今川４丁目８番９号　エクセレント今川201号
債務者　天辰　修二
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１９７号
大阪府門真市四宮６丁目２番16号
債務者　土肥薫こと　土肥　　薫
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２０３号
大阪市浪速区戎本町１―７―24　プロシード難波ディオス1402、住民票上の住所大阪市西成区岸里２丁目６番26号
債務者　小田　武志
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部